

## 学校保健安全法に定められた感染症

学校保健安全法(学校保健安全法施行規則 第18条)で定めている下記の感染症に罹患した場合は、保健センターにLoyolaアンケート、Fax、または電話で報告すること。

治癒した時点で、医療機関に「感染症治癒後登校許証明書」を医師に記載してもらい、保健センターに提出し、その写しを欠席した授業の教員に提出すること。

**\* 第三種、その他の感染症に罹患した場合は、主治医から感染の恐れがあるため、登校を控えるように指示された場合のみ届け出てください。**

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種 (医師より登校禁止を指示された場合のみ報告)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157他)、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、EBウイルス感染症など)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで